

神戸防犯協会及び単位防犯協会補助金交付要綱

令和4年3月31日 危機管理監・理事決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、神戸防犯協会及び単位防犯協会（以下「防犯協会」という）への補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、防犯協会の事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより、協会の円滑な運営を図り、もって「犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまち神戸」の実現の推進を目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域に連動した総合的な地域安全活動
- (2) 少年の健全育成及び非行防止活動
- (3) 覚せい剤等薬物乱用及びけん銃等銃器使用犯罪の根絶活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯活動に関する必要な事項

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる事業の実施に伴う経費の2分の1を上限とし、予算の範囲内で決定するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとする年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯協会補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合には、当該申請書の内容について審査を行い、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、防犯協会補助金交付決定通知書（様式

第2号)により申請後1か月以内に申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定にあたり、必要な条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、防犯協会補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請後1か月以内に申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定をした後において、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を行う者(以下「補助事業者」という。)から防犯協会補助金支払請求書(様式第4号)が提出されたときは、補助金を概算払により交付する。

(事業内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは防犯協会補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、中止し、若しくは廃止しようとするときは防犯協会補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を防犯協会補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は防犯協会補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長が必要と認めて指示したときは、遅滞なく必要書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告等により、当該補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずるものとする。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る事業年度終了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 防犯協会補助事業実績報告書(様式第9号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類

2 市長は、前項の規程により実績報告書等の提出を受けた場合において、当

該補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずるものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書等の提出を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防犯協会補助金額確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者へ通知するとともに、すでに交付した補助金の精算を行うものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額である時は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の取り消し及び返還)

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の方法により補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取り消しをしたときは、防犯協会補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、所要の帳簿類を備え、補助事業に係る経理を補助事業者の他の経理と明確に区分しなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿類及び当該補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(事情の変更)

第14条 市長は、補助金の交付決定後、天災地変又は特別の事情が生じた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれを附した条件を変更することができる。

(施行の細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。